

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 7 月 8 日改定）

掲載日 2025 年 6 月 25 日（2025 年 7 月 8 日更新）

■暗証取扱規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
1 暗証取扱い 暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。 ①～② （略） ③ 総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳 A～D （略） E 国際送金（国際送金規定第<u>5</u>条（国際送金の取扱い）第<u>1</u>項②の国際送金）	1 暗証取扱い 暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。 ①～② （同左） ③ 総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳 A～D （同左） E 国際送金（国際送金規定第<u>7</u>条（国際送金の取扱い）第<u>5</u>項②の国際送金）
8 規定の適用 このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」及び「国際送金規定」の各規定が適用されます。ただし、キャッシュカード規定第3条（暗証払）、振替規定第3条（電信振替）第1項②、現金払規定第4条（現金払）第1項④及び国際送金規定第<u>5</u>条（国際送金の取扱い）第<u>1</u>項③の取扱い（通帳を添えてする取扱いに限りします。）はいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	8 規定の適用 このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」及び「国際送金規定」の各規定が適用されます。ただし、キャッシュカード規定第3条（暗証払）、振替規定第3条（電信振替）第1項②、現金払規定第4条（現金払）第1項④及び国際送金規定第<u>7</u>条（国際送金の取扱い）第<u>5</u>項③の取扱い（通帳を添えてする取扱いに限りします。）はいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022 年 4 月 1 日</u>から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2025 年 7 月 8 日</u>から実施します。

■振替規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
1 適用範囲 加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から預り金を払い出して加入者の指定する他の振替口座に振り替える取扱い（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第<u>2</u>項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「電信振替」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。	1 適用範囲 加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から預り金を払い出して加入者の指定する他の振替口座に振り替える取扱い（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第<u>3</u>項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「電信振替」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。
附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>6 月 2 日</u>から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>7 月 8 日</u>から実施します。

■振込規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
1 適用範囲 振込依頼書、当行所定の現金自動預払機（以下「A T M」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第<u>2</u>項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。	1 適用範囲 振込依頼書、当行所定の現金自動預払機（以下「A T M」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第<u>3</u>項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。
附 則 （実施期日）	附 則 （実施期日）

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
この改正規定は、2025 年 <u>6 月 2 日</u> から実施します。	この改正規定は、2025 年 <u>7 月 8 日</u> から実施します。

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
1 ゆうちょダイレクト ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。 ①～② （略） ③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょポランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第 1 条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第 1 条（無通帳型総合口座）第 1 項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替 <u>及び国際送金（国際送金規定第 1 条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）</u> の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）	1 ゆうちょダイレクト ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。 ①～② （同左） ③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょポランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第 1 条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第 1 条（無通帳型総合口座）第 1 項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替 <u>並びに口座間送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 2 項に規定する口座間送金をいいます。以下この条、第 21 条及び第 23 条において同じとします。）及び国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 3 項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）（以下口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金を併せて「口座間送金等」といいます。）</u> の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）
5 送金限度額等の設定等 (1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの 1 日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第 6 条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第 6 条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける 1 日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金 <u>（国際送金規定第 3 条（定義）第 2 項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）</u> 及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（スマートフォンアプリ利用規定第 17 条（ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス）第 1 項に規定するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスをいいます。以下同じとします。）に係る 1 日の送金金額の合計額は、上記 1 日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み並びにダイレクトサービスにおけるゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。 (2)～(12) （略）	5 送金限度額等の設定等 (1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの 1 日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第 6 条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第 6 条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける 1 日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（スマートフォンアプリ利用規定第 17 条（ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス）第 1 項に規定するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスをいいます。以下同じとします。）に係る 1 日の送金金額の合計額は、上記 1 日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み並びにダイレクトサービスにおけるゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。 (2)～(12) （同左）
6 暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等 (1) 暗証（利用者が当行に届け出たテレホンサービス用暗証及び投資信託テレホンサービス用暗証をいいます。以下同じとします。）、キャッシュ	6 暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等 (1) 暗証（利用者が当行に届け出たテレホンサービス用暗証及び投資信託テレホンサービス用暗証をいいます。以下同じとします。）、キャッシュ

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
カード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。）の暗証及びログインパスワードは、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号など他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、また、暗証、キャッシュカードの暗証及びログインパスワードは不定期的又は一定期間ごとに変更してください。また、暗証、キャッシュカードの暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード（当行所定の取扱いの請求時に、当行が電子メールアドレスあてに送信する番号、届出のあった氏名、住所あてに郵送する番号又はワンタイムパスワード生成機（当行所定の方法によりダイレクトサービスの利用者に交付する機器をいいます。以下「トークン」といいます。）により生成され、表示された可変的な番号をいいます。以下同じとします。）は他人に知られないよう管理してください。暗証、キャッシュカードの暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号及びワンタイムパスワードについて当行及び日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）から照会することは一切ありません。電話<u>など</u>による照会には応じないでください。 (2)～(17) （略）	カード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。）の暗証及びログインパスワードは、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号など他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、また、暗証、キャッシュカードの暗証及びログインパスワードは不定期的又は一定期間ごとに変更してください。また、暗証、キャッシュカードの暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード（当行所定の取扱いの請求時に、当行が電子メールアドレスあてに送信する番号、届出のあった氏名、住所あてに郵送する番号又はワンタイムパスワード生成機（当行所定の方法によりダイレクトサービスの利用者に交付する機器をいいます。以下「トークン」といいます。）により生成され、表示された可変的な番号をいいます。以下同じとします。）は他人に知られないよう管理してください。暗証、キャッシュカードの暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号及びワンタイムパスワードについて当行及び日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）から照会することは一切ありません。電話<u>等</u>による照会には応じないでください。 (2)～(17) （同左）
8 照会サービス (1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金又はニュー福祉定期貯金について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。 ① 現在高 ② 当行所定の期間における取扱内容 ③ 口座情報の照会 ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定額定期貯金又はニュー福祉定期貯金の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。 (2)～(4) （略）	8 照会サービス (1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金又はニュー福祉定期貯金について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。 ① 現在高 ② 当行所定の期間における取扱内容 ③ 口座情報の照会 ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金（<u>国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。</u>）によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定額定期貯金又はニュー福祉定期貯金の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。 (2)～(4) （同左）
21 <u>国際送金</u> (1) ダイレクトサービスにおける口座間送金（<u>国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する口座間送金をいいます。以下同じとします。</u>）は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国（国際送金規定第3条（定義）第<u>2</u>項に規定する交換国をいいます。）において受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第7項及び第10項において同じとします。）に送金資金を入金する取扱いです。 (2) （略） (3) 利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により口座間送金の請求電文を当行に送信してください。なお、<u>国際送金</u>の請求を受け付けるにあたっては、外国為替及び外国貿易法その他の<u>国際送金</u>に関して適用のある法律の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。 (4)～(11) （略）	21 <u>口座間送金等</u> (1) ダイレクトサービスにおける口座間送金は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国（国際送金規定第3条（定義）第<u>4</u>項に規定する交換国をいいます。）において受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第7項及び第10項において同じとします。）に送金資金を入金する取扱いです。 (2) （同左） (3) 利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により口座間送金の請求電文を当行に送信してください。なお、<u>口座間送金等</u>の請求を受け付けるにあたっては、外国為替及び外国貿易法その他の<u>口座間送金等</u>に関して適用のある法律の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。 (4)～(11) （同左）
23 料金 (1) （略） (2) <u>国際送金</u>については、前項③及び④の他に、関係銀行等が送金資金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。 (3) （略）	23 料金 (1) （同左） (2) <u>口座間送金等</u>については、前項③及び④の他に、関係銀行等が送金資金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。 (3) （同左）
24 取扱内容の確認	24 取扱内容の確認

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
(1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、投資信託取引、国債の取扱い又は<u>国際送金</u>の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはＡＴＭで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。 (2) （略）	(1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、投資信託取引、国債の取扱い又は<u>口座間送金等</u>の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはＡＴＭで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。 (2) （同左）
27 免責事項 (1)～(5) （略） (6) 前４項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス及び<u>国際送金</u>（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 (7)～(9) （略）	27 免責事項 (1)～(5) （同左） (6) 前４項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス及び<u>口座間送金等</u>（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 (7)～(9) （同左）
28 記号番号等の不正使用による電信振替等 (1)～(4) （略） (5) 当行が<u>当該</u>振替口座について利用者の請求による電信振替、振込、<u>国際送金</u>又は払出しを行っている場合には、当該電信振替、振込、<u>国際送金</u>又は払出しを行った額の限度において、第１項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、記号番号等の不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。 (6)～(7) （略）	28 記号番号等の不正使用による電信振替等 (1)～(4) （同左） (5) 当行が<u>補てん対象額の支払原資となった</u>振替口座について利用者の請求による電信振替、振込、<u>口座間送金等</u>又は払出しを行っている場合には、当該電信振替、振込、<u>口座間送金等</u>又は払出しを行った額の限度において、第１項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、記号番号等の不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。 (6)～(7) （同左）
附 則 （実施期日） この改正規定は、2025年<u>6月2日</u>から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>7月8日</u>から実施します。

■国際送金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
1 適用範囲 次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。 <u>（新設）</u> ① 口座間送金 ② 国内非居住者円貨建て送金	1 適用範囲 次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。 ① <u>ゆうちょの国際送金</u> ② 口座間送金 ③ 国内非居住者円貨建て送金
2 取扱店の範囲 <u>国際送金</u>は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。	2 取扱店の範囲 <u>口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金</u>は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。<u>ゆうちょの国際送金は当行所定のホームページにて行うことができます。</u>
3 定義 <u>（新設）</u>	3 定義 <u>（1）ゆうちょの国際送金</u> <u>ゆうちょの国際送金とは、パーソナルコンピュータ又はパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下これを併</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
<u>(1) 口座間送金</u> 口座間送金とは、<u>振替貯金口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下「口座」といいます。）</u>の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の<u>銀行口座又は振替口座（以下「銀行口座等」といいます。）</u>に送金資金を入金するものをいいます。 <u>(2) 国内非居住者円貨建て送金</u> 国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、差出人の口座の預り金から送金資金を払い出し、差出人の指定する他の口座に振り替える取扱い又は他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱いとして当行が受け付けたものをいいます。 <u>(3) 交換国</u> 交換国とは、本邦と口座間送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。 <u>(4) 表示貨幣</u> 表示貨幣とは、口座間送金において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。 <u>(5) 関係銀行等</u> 関係銀行等とは、国際送金に関して、当行が行う支払指図の仲介又は交換国若しくは本邦内において受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う銀行等をいいます。 <u>(新設)</u>	<u>せて「パソコン等」といいます。）によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って請求する方法で、振替貯金口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下「口座」といいます。）の預り金から送金資金を払い出し、ゆうちょの国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の銀行口座又は振替口座（以下「銀行口座等」といいます。）に送金資金を入金するものをいいます。</u> <u>(2) 口座間送金</u> 口座間送金とは、<u>口座</u>の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の<u>銀行口座等</u>に送金資金を入金するものをいいます。 <u>(3) 国内非居住者円貨建て送金</u> 国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、差出人の口座の預り金から送金資金を払い出し、差出人の指定する他の口座に振り替える取扱い又は他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱いとして当行が受け付けたものをいいます。 <u>(4) 交換国</u> 交換国とは、本邦と<u>ゆうちょの国際送金及び</u>口座間送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。 <u>(5) 表示貨幣</u> 表示貨幣とは、<u>ゆうちょの国際送金及び</u>口座間送金において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。 <u>(6) 関係銀行等</u> 関係銀行等とは、国際送金に関して、当行が行う支払指図の仲介又は交換国若しくは本邦内において受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う銀行等をいいます。 <u>(7) 利用者</u> <u>口座の加入者のうち、第5条に定める登録を行い、ゆうちょの国際送金を利用する者又は利用しようとする者をいいます。</u>
4 国別交換条件 交換国ごとの表示貨幣等、口座間送金の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、口座間送金に必要な支払指図の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。	4 国別交換条件 交換国ごとの表示貨幣等、<u>ゆうちょの国際送金及び</u>口座間送金の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、<u>ゆうちょの国際送金及び</u>口座間送金に必要な支払指図の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。
<u>(新設)</u>	<u>5 ゆうちょの国際送金の利用の登録</u> <u>(1) ゆうちょの国際送金の利用の登録をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(2) 前項の登録に当たっては、利用者は、ゆうちょの国際送金で使用する利用者名義の口座を、当行に届け出るものとします。</u>
<u>(新設)</u>	<u>6 ログインパスワードの管理等</u> <u>(1) ゆうちょの国際送金の利用において使用するログインパスワード（以下「ログインパスワード」といいます。）は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号など他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、また、ログインパスワードは不定期的又は一定期間ごとに変更してください。また、ログインパスワードは他人に知られないよう管理してください。ログインパスワードについて当行及び日本郵便株式会社（以下これらを併せて「当行等」といいます。）から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。</u> <u>(2) ログインパスワードの失念等により、ログインパスワードを変更しよ</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
	<u>うとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u>
<u>5 国際送金の取扱い</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（1）口座間送金の請求は、次により行ってください。</u> ① （略） ② 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（以下第<u>8</u>条第2項及び第<u>9</u>条第<u>2</u>項において「総合口座」といいます。）により口座間送金の請求をしようとするときは、①にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。③において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。 ③ ②の請求は、必要事項を記入した当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第<u>8</u>条第2項及び第<u>9</u>条第<u>2</u>項において「カード等」といいます。）を添えて提出し、当該書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。 ④ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第<u>17</u>条第<u>1</u>項及び第<u>18</u>条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を口座間送金の内容として取り扱います。 <u>（2）前項の請求内容について、請求書類の記載内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、<u>当行及び日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）</u>は責任を負いません。</u> <u>（3）国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第3条（電信振替）（第2項を除きます。）又は振込規定第3条（振込の依頼）（第2項を除きます。）により行ってください。</u> <u>（4）国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第<u>3</u>項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要があ</u>	<u>7 国際送金の取扱い</u> <u>（1） ゆうちょの国際送金の請求をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>（2） 前項の請求に当たっては、当該請求の受取人の銀行口座等及び住所等を、送金先として登録してください。ただし、登録する送金先は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先あてに利用者が登録から一定期間ゆうちょの国際送金を行わないときは、当行は当該送金先の登録を削除します。</u> <u>（3） 第1項の請求内容について、入力内容に不備があったときは、当行は、当行所定の方法で入力内容の修正の依頼を通知することがあります。この場合、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の表示画面の操作手順に従って、入力内容を修正の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>（4） 利用者が、前項により入力内容の修正の依頼の通知を受け、当行所定の期間内に入力内容の修正を行わなかったときは、当行は、当該ゆうちょの国際送金の請求の取消しができるものとします。この場合、当行は、送金資金を当行所定の方法により返却し、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。なお、当該取消しによって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u> <u>（5） 口座間送金の請求は、次により行ってください。</u> ① （同左） ② 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（以下第<u>10</u>条第2項及び第<u>11</u>条第<u>3</u>項において「総合口座」といいます。）により口座間送金の請求をしようとするときは、①にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。③において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。 ③ ②の請求は、必要事項を記入した当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第<u>10</u>条第2項及び第<u>11</u>条第<u>3</u>項において「カード等」といいます。）を添えて提出し、当該書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。 ④ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第<u>21</u>条第<u>2</u>項及び第<u>23</u>条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を口座間送金の内容として取り扱います。 <u>（6）前項の請求内容について、請求書類の記載内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、<u>当行等</u>は責任を負いません。</u> <u>（7）国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第3条（電信振替）（第2項を除きます。）又は振込規定第3条（振込の依頼）（第2項を除きます。）により行ってください。</u> <u>（8）国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第<u>4</u>項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要があ</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
りますので、当行所定の手続を行ってください。 <u>(5)</u> 口座間送金の請求に当たっては、送金資金を差出人の口座の預り金から払い出すことによりいただきます。 <u>(6)</u> 国際送金の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。 <u>(7)</u> <u>国際送金</u>の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類（国内非居住者円貨建て送金については振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	りますので、当行所定の手続を行ってください。 <u>(9)</u> <u>ゆうちょの国際送金及び</u>口座間送金の請求に当たっては、送金資金を<u>利用者又は差出人（以下これらを併せて「利用者等」といいます。）</u>の口座の預り金から払い出すことによりいただきます。 <u>(10)</u> 国際送金の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。 <u>(11)</u> <u>口座間送金又は国内非居住者円貨建て送金</u>の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類（国内非居住者円貨建て送金については振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
<u>6</u> 国際送金の成立及び解除 <u>(新設)</u> <u>(1)</u> 口座間送金は、当行が口座間送金の請求を承諾し、送金資金及び当行所定の料金を受領した時に成立するものとします。ただし、口座から送金資金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出すことができなかったときは、その口座間送金の請求は、初めからなかったものとして取り扱います。 <u>(2)</u> 国内非居住者円貨建て送金の成立については、振替規定第 4 条（第 2 項を除きます。）又は振込規定第 4 条（第 2 項を除きます。）によるものとします。 <u>(3)</u> 前 <u>2</u> 項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めたときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ①～⑥ （略） <u>(4)</u> 前項による解除の場合には、当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。	<u>8</u> 国際送金の成立及び解除 <u>(1)</u> <u>ゆうちょの国際送金は、当行がコンピュータシステムによりゆうちょの国際送金の請求の依頼内容を確認し、送金資金及び当行所定の料金の受領を確認した時に成立するものとします。ただし、口座から送金資金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出すことができなかったときは、そのゆうちょの国際送金の請求は、初めからなかったものとして取り扱います。</u> <u>(2)</u> 口座間送金は、当行が口座間送金の請求を承諾し、送金資金及び当行所定の料金を受領した時に成立するものとします。ただし、口座から送金資金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出すことができなかったときは、その口座間送金の請求は、初めからなかったものとして取り扱います。 <u>(3)</u> 国内非居住者円貨建て送金の成立については、振替規定第 4 条（第 2 項を除きます。）又は振込規定第 4 条（第 2 項を除きます。）によるものとします。 <u>(4)</u> 前 <u>3</u> 項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めたときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ①～⑥ （同左） <u>(5)</u> 前項による解除の場合には、当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。
<u>7</u> 反社会的勢力との取引拒絶 (1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。 なお、前条第 1 項<u>又は第 2 項</u>により国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ① <u>差出人</u>（代理人を含むほか、<u>差出人</u>が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）及び受取人（受取人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。 A～G （略） ② <u>差出人</u>及び受取人が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。 A～E （略） (2)～(3) （略）	<u>9</u> 反社会的勢力との取引拒絶 (1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。 なお、前条第 1 項<u>から第 3 項のいずれか</u>により国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ① <u>利用者等</u>（代理人を含むほか、<u>利用者等</u>が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）及び受取人（受取人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。 A～G （同左） ② <u>利用者等</u>及び受取人が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。 A～E （同左） (2)～(3) （同左）
<u>8</u> 調査請求 (1)～(3) （略） (4) 関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い又は送金資金の返却をします。この送金資金の返却について	<u>10</u> 調査請求 (1)～(3) （同左） (4) 関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い又は送金資金の返却をします。この送金資金の返却について

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
は、次条第 <u>3</u> 項及び第 <u>4</u> 項を準用します (5)～(6) （略）	は、次条第 <u>5</u> 項及び第 <u>6</u> 項を準用します。<u>。</u> (5)～(6) （同左）
<u>9</u> 国際送金の請求の取消し等 <u>（新設）</u> (1) 差出人は、口座間送金の請求後、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消しの請求をすることができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。 (2) 総合口座の加入者がする口座間送金の請求の取消しの請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。 <u>（新設）</u> (3) 口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。 (4) 第 1 項又は第 2 項の請求については、提示された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうへは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。 (5) 国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第 7 条（依頼内容の変更）により、取消し又は組戻しについては、振替規定第 8 条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第 8 条（組戻し）によりそれぞれ取り扱います。 (6) 関係銀行等による取消しの拒絶、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置等により資金の返戻がない場合には、取消しの取扱いができないことがあります。この場合は、当行所定の方法によりその旨を<u>差出人</u>に通知します。	<u>11</u> 国際送金の請求の取消し等 (1) <u>利用者は、ゆうちょの国際送金の請求後、当行所定の期間において、ゆうちょの国際送金の請求の取消しの請求をすることができます。この場合、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> (2) 差出人は、口座間送金の請求後、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消しの請求をすることができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。 (3) 総合口座の加入者がする口座間送金の請求の取消しの請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。 (4) <u>ゆうちょの国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないときは、当行は、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。</u> (5) 口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。 (6) <u>第 2 項又は第 3 項</u>の請求については、提示された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうへは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。 (7) 国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第 7 条（依頼内容の変更）により、取消し又は組戻しについては、振替規定第 8 条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第 8 条（組戻し）によりそれぞれ取り扱います。 (8) 関係銀行等による取消しの拒絶、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置等により資金の返戻がない場合には、取消しの取扱いができないことがあります。この場合は、当行所定の方法によりその旨を<u>利用者等</u>に通知します。
<u>10</u> 事故の<u>訂正</u> <u>（新設）</u> (1) 口座間送金において、関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、書面により、事故の内容を差出人に通知します。 (2) 前項の通知を受けた差出人は、事故の訂正を請求しようとするときは、当行所定の方法により行ってください。	<u>12</u> 事故の<u>取扱い</u> (1) <u>ゆうちょの国際送金において、関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</u> (2) 口座間送金において、関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、書面により、事故の内容を差出人に通知します。 (3) 前項の通知を受けた差出人は、事故の訂正を請求しようとするときは、当行所定の方法により行ってください。
<u>11</u> 証明資料の提示等 (略)	<u>13</u> 証明資料の提示等 (同左)
<u>12</u> 料金等 (1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ① 国際送金の料金は、<u>差出人</u>の口座の預り金から控除することにより	<u>14</u> 料金等 (1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ① 国際送金の料金は、<u>利用者等</u>の口座の預り金から控除することによ

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
いただきます。 ② 口座間送金に係る調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、現金でいただきます。 ③ 国内非居住者円貨建て送金の請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更に係る請求は、振替規定第 10 条（料金）第 2 項及び第 3 項又は振込規定第 10 条（料金）第 2 項によりいただきます。 (2) （略）	りいただきます。 ② 口座間送金に係る調査請求、請求の取消し又は事故の訂正の料金は、現金でいただきます。 ③ 国内非居住者円貨建て送金に係る請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更の料金は、振替規定第 10 条（料金）第 2 項及び第 3 項又は振込規定第 10 条（料金）第 2 項によりいただきます。 (2) （同左）
<u>13</u> 換算割合 口座間送金の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が 1 銭以上 1 円未満であるときは、その金額を 1 円とします。	<u>15</u> 換算割合 ゆうちょの国際送金及び口座間送金の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が 1 銭以上 1 円未満であるときは、その金額を 1 円とします。
<u>14</u> 受取人に対する支払通貨 (略)	<u>16</u> 受取人に対する支払通貨 (同左)
<u>(新設)</u>	<u>17 ゆうちょの国際送金の利用の廃止</u> <u>(1) ゆうちょの国際送金の利用を廃止しようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力のうえ送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(2) 利用者が 1 年以上にわたりゆうちょの国際送金を利用しなかったとき、その他相当の事由があると当行が認めたときは、当該利用者に通知することなく、当行はゆうちょの国際送金の全部又は一部の利用を制限することがあるほか、ゆうちょの国際送金の利用を停止し又は廃止することができるものとします。</u> <u>(3) 利用の廃止については、当行の廃止手続が終了した後に有効となります。廃止手続終了前に生じた損害については、当行等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行等は責任を負いません。</u> <u>(4) 当行は、ゆうちょの国際送金の利用の廃止の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u>
<u>15</u> 譲渡、質入れの禁止 この規定による取引に基づく差出人の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。	<u>18</u> 譲渡、質入れの禁止 この規定による取引に基づく利用者等の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。
<u>16 災害等による免責</u> <u>(新設)</u>	<u>19 免責</u> <u>(1) パソコン等、通信機械、回線、コンピュータ等の障害等によりゆうちょの国際送金の取扱いが遅延し又は不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行等は責任を負いません。回線等の障害によりゆうちょの国際送金の取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に請求内容を当行所定の方法により連絡してください。システム障害等が発生した場合は、利用者に予告なく、利用を一時停止することがあります。</u> <u>(2) 当行が、この規定による本人確認方法により本人からの請求としてゆうちょの国際送金の取扱いを受け付けましたうへは、ログインパスワード、ワンタイムパスワード、記号番号、電子メールアドレス、その他当行所定の番号等（以下この条及び次条においてこれらを併せて「記号番号等」といいます。）につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行等は責任を負いません。</u> <u>(3) インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、記号番号等が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行等は責任を負いません。</u> <u>(4) 前 3 項において当行等の責に帰すべき事由がある場合であっても特別損害については、当行等は責任を負いません。ただし、当行等に故意</u>
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
<u>（新設）</u> 次に定める損害については、当行等は責任を負いません。 ① （略） ② 当行等が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害又はそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害 ③ （略） ④ 受取人名相違等の<u>差出人</u>の責に帰すべき事由により生じた損害 ⑤ <u>差出人</u>から受取人へのメッセージに関して生じた損害 ⑥ <u>差出人</u>と受取人又は第三者との間における送金の原因関係に係る損害 ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害	<u>又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</u> <u>(5) 前 4 項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（以下次条においてこれらを併せて「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限りです。次条において同じとします。）は、当該不正なゆうちょの国際送金に係る払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u> <u>(6) 次の各号に定める損害については、当行等は責任を負いません。</u> ① （同左） ② 当行等が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、<u>本支店等に設置した</u>端末機、通信回線、コンピュータ等の障害又はそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害 ③ （同左） ④ 受取人名相違等の<u>利用者等</u>の責に帰すべき事由により生じた損害 ⑤ <u>利用者等</u>から受取人へのメッセージに関して生じた損害 ⑥ <u>利用者等</u>と受取人又は第三者との間における送金の原因関係に係る損害 ⑦ その他当行<u>等</u>の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害
<u>（新設）</u>	<u>20 記号番号等の不正使用によるゆうちょの国際送金</u> <u>(1) 記号番号等の偽造等により、他人に当該記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該ゆうちょの国際送金に係る損害（料金及び利子を含みます。本条において同じとします。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> <u>① 記号番号等の偽造等に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</u> <u>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</u> <u>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他偽造等があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</u> <u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該ゆうちょの国際送金が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされたゆうちょの国際送金に係る損害の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 2 項から第 4 項までにかかわらず補てんするものとします。ただし、当該ゆうちょの国際送金が行われたことについて、当行等が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。</u> <u>(3) 前 2 項の規定は、第 1 項に係る当行等への通知が、記号番号等の偽造等が行われた日（当該偽造等が行われた日が明らかでないときは、当該偽造等に係る記号番号等を用いて行われた不正なゆうちょの国際送金が最初に行われた日）から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</u> <u>(4) 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。</u> <u>① 当該ゆうちょの国際送金が行われたことについて当行等が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> <u>A 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</u> <u>B 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
	<u>C 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</u> <u>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して記号番号等が盗取された場合</u> <u>(5) 当行が補てん対象額の支払原資となった口座について利用者の請求によるゆうちょの国際送金を行っている場合には、当該ゆうちょの国際送金を行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、利用者が、記号番号等の不正使用によるゆうちょの国際送金を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用によるゆうちょの国際送金により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</u> <u>(6) 当行が第 2 項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該口座に係る利用者の払出請求権は消滅します。</u> <u>(7) 当行が第 2 項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、記号番号等の不正使用によるゆうちょの国際送金を行った者その他の第三者に対して当該口座の利用者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。</u>
<u>17 通知等のための連絡先等</u> <u>（新設）</u> (1) <u>国際送金</u>の取扱いについて差出人に通知し又は照会する場合には、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。 (2) 前項において、連絡先の記載の不備又は電話の不通等によって通知し又は照会することができなくても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。	<u>21 通知等のための連絡先等</u> <u>(1) ゆうちょの国際送金の取扱いについて利用者に通知する場合には、第 5 条に定める登録に当たって届け出た電子メールアドレスを連絡先とします。</u> (2) <u>口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金</u>の取扱いについて差出人に通知し又は照会する場合には、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。 (3) 前 <u>2</u> 項において、連絡先の記載の不備又は電話の不通等によって通知し又は照会することができなくても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。
<u>（新設）</u>	<u>22 届出事項の変更等</u> <u>(1) 利用者は、当行に届け出ている電子メールアドレスその他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</u> <u>(2) 当行は、利用者に通知するにあたっては届出のあった電子メールアドレスにあてて通知すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>
<u>18 国際送金に関する情報の通知</u> 当行は、業務を適正に遂行するため、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所、氏名、口座番号その他の情報を関係銀行等又は受取人に通知することがあります。	<u>23 国際送金に関する情報の通知</u> 当行は、業務を適正に遂行するため、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所、氏名、口座番号その他の情報<u>又は第 5 条に定める登録に当たって届け出た口座について届出のあった住所、氏名、口座番号その他の情報</u>を関係銀行等又は受取人に通知することがあります。
<u>19 規定の適用</u> (略)	<u>24 規定の適用</u> (同左)
<u>20 法令、規則等の遵守</u> (略)	<u>25 法令、規則等の遵守</u> (同左)
<u>21 規定の改定</u> (略)	<u>26 規定の改定</u> (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2022 年 5 月 6 日</u>から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。	附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2025 年 7 月 8 日</u>から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 7 月 8 日改定）

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
第 6 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ① （略） ②「本サービス」 本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定する<u>サービス</u>をいいます。 ③「利用者」 当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第 1 章及び本章に同意のうえ第 27 条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑫ （略）	第 6 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ① （同左） ②「本サービス」 本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定する<u>取扱い</u>をいいます。 ③「利用者」 当行の総合口座（<u>当行が認めた場合を除き</u>、キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第 1 章及び本章に同意のうえ第 27 条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑫ （同左）
第 7 条（利用可能な<u>サービス</u>） 本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々の<u>サービス</u>の詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～⑱ （略） ⑲ その他当行が別途定める<u>サービス</u>	第 7 条（利用可能な<u>取扱い</u>） 本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々の<u>取扱い</u>の詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～⑱ （同左） ⑲ その他当行が別途定める<u>取扱い</u>
第 16 条（国内非居住者円貨建て送金） 本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 <u>2</u> 項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、前 2 条により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。	第 16 条（国内非居住者円貨建て送金） 本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 <u>3</u> 項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、前 2 条により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。
第 33 条（本アプリの不正使用による機械払及び通常払込み等） 1～4 （略） 5 当行が<u>当該</u>届出口座について利用者の請求による機械払又は通常払込み等を行っている場合には、当該機械払又は当該通常払込み等を行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による機械払又は通常払込み等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による機械払又は通常払込み等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。 6～7 （略）	第 33 条（本アプリの不正使用による機械払及び通常払込み等） 1～4 （同左） 5 当行が<u>補てん対象額の支払原資となった</u>届出口座について利用者の請求による機械払又は通常払込み等を行っている場合には、当該機械払又は当該通常払込み等を行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による機械払又は通常払込み等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による機械払又は通常払込み等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。 6～7 （同左）
第 37 条（適用範囲） 1～2 （略） 3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定の、	第 37 条（適用範囲） 1～2 （同左） 3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を、<u>ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定を</u>準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆう

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。	ちよ P a y 利用規約の、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の、 <u>ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定の用語の定義と同義とします。</u>
第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～② （略） <u>（新設）</u> ③ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインする際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証又はパスコード認証を用いる取扱い ④ ダイレクトサービスにおいて以下 A から G に掲げる取扱いを利用する際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。） A ～ D （略） E <u>国際送金</u> F ～ G （略） ア～イ （略） ⑤ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第 2 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い A ～ K （略） ⑥ 手続きアプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第 6 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い A ～ D （略） ⑦ ゆうちょ P a y において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い ⑧ 自動払込み規定第 6 条の 2（システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第 1 項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>（新設）</u> ⑨ その他当行が別途定める取扱い 2 （略）	第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～② （同左） ③ <u>ゆうちょの国際送金の利用の登録又は利用のため当行所定のホームページにログインするにあたり、本人確認方法として生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</u> ④ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインするにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証又はパスコード認証を用いる取扱い ⑤ ダイレクトサービスにおいて以下 A から G に掲げる取扱いを利用するにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。） A ～ D （同左） E <u>口座間送金等</u> F ～ G （同左） ア～イ （同左） ⑥ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用するにあたり、第 2 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い A ～ K （同左） ⑦ 手続きアプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用するにあたり、第 6 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い A ～ D （同左） ⑧ ゆうちょ P a y において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い ⑨ 自動払込み規定第 6 条の 2（システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第 1 項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い ⑩ <u>ゆうちょの国際送金の請求をするにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> ⑪ その他当行が別途定める取扱い 2 （同左）
第 40 条（本サービスの利用） 1～4 （略） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ① （略） ② ゆうちょダイレクト規定第 21 条（<u>国際送金</u>）に規定する口座間送金の取扱い ③ （略） <u>（新設）</u>	第 40 条（本サービスの利用） 1～4 （同左） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ① （同左） ② ゆうちょダイレクト規定第 21 条（<u>口座間送金等</u>）に規定する口座間送金の取扱い ③ （同左） ④ <u>国際送金規定第 3 条（定義）第 1 項に規定するゆうちょの国際送金の取扱い</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 7 月 8 日改定）

現 行	改定後
④ 前条第 1 項②に規定する生体認証又はパスコード認証を行う取扱い ⑤ 前条第 1 項⑤ A 及び I に規定する取扱い ⑥ 前条第 1 項⑥ A から C に規定する取扱い ⑦ 第 10 条第 3 項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限ります。） 6～7 （略） 8 第 2 項の生体情報又はパスコードの登録後において、生体認証又はパスコード認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第 1 項④ A から G までに掲げる取扱いが利用できません。 9～17 （略）	⑤ 前条第 1 項②に規定する生体認証又はパスコード認証を行う取扱い ⑥ 前条第 1 項⑥ A 及び I に規定する取扱い ⑦ 前条第 1 項⑦ A から C に規定する取扱い ⑧ 第 10 条第 3 項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限ります。） 6～7 （同左） 8 第 2 項の生体情報又はパスコードの登録後において、生体認証又はパスコード認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第 1 項⑤ A から G までに掲げる取扱いが利用できません。 9～17 （同左）
第 41 条（生体認証） 1～11 （略） 12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第 39 条第 1 項④ A から G までに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。	第 41 条（生体認証） 1～11 （同左） 12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第 39 条第 1 項⑤ A から G までに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。

以上